

令和8年3月12日

建築確認申請等手続きの電子化（電子申請）について

本県では、令和8年4月1日より、一般財団法人建築行政情報センターが提供する「ICBA 電子申請受付システム」を利用して、下記手続きの電子申請の受付を開始します。なお、**引き続き、窓口での書面による申請（紙申請）も可能**です。詳しくは以下をご確認ください。

1. 対象手続き一覧

電子申請の対象となる手続き一覧表

申請種別 (一般/計画通知)	対象	備考
確認申請/計画通知	建築物 昇降機 工作物	<ul style="list-style-type: none">令和8年4月1日以降に電子申請された確認申請（計画通知）に紐づく計画変更も申請可。ただし、建築設備、工作物（法88条第2項）は電子申請不可。
各種届（確認申請後提出用）/ 各種届（計画通知後提出用）	建築物	<ul style="list-style-type: none">変更届・選定届等の届出を指します。令和8年4月1日以降に電子申請された確認申請（計画通知）及び計画変更確認申請（計画変更通知）に紐づくもののみ届出可。
中間検査申請/ 特定工程工事終了通知	建築物 昇降機 工作物	<ul style="list-style-type: none">令和8年4月1日以降に電子申請された確認申請（計画通知）に紐づくもののみ届出可。
完了検査申請/ 工事完了通知	建築物 昇降機 工作物	<ul style="list-style-type: none">令和8年4月1日以降に電子申請された確認申請（計画通知）に紐づくもののみ届出可。
工事完了届/ 工事完了通知（用途変更）	建築物	<ul style="list-style-type: none">令和8年4月1日以降に電子申請された確認申請（計画通知）に紐づくもののみ届出可。
省エネ適合性判定/ 省エネ適合性判定（計画通知）	建築物	<ul style="list-style-type: none">令和8年4月1日以降に電子申請された省エネ適合性判定申請（省エネ適合性判定通知）に紐づく計画変更も申請可。
軽微変更該当証明申請/ 軽微変更該当証明通知	建築物	<ul style="list-style-type: none">令和8年4月1日以降に電子申請された省エネ適合性判定申請（通知）及び計画変更省エネ適判申請（通知）に紐づくもののみ届出可。

2. 電子申請の方法

電子申請の利用にあたっては、「ICBA 電子申請受付システム」でアカウント登録を行う必要があります。アカウント登録やシステムの操作方法は、ICBA のホームページをご確認ください。

また、システムの操作に関するお問い合わせは、島根県では対応できませんので、一般財団法人建築行政情報センターに直接ご確認ください。

- ・一般財団法人建築行政情報センターホームページ（電子申請受付窓口）
<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html>

3. 申請先

電子申請にあたっては、従来の紙申請と同様に、島根県が業務対象としている建築物等について、建築予定地を所管する県土整備事務所を申請先としてください。詳しくは、建築予定地を所管する県土整備事務所へお問い合わせください。

担当部局	TEL	管轄
松江県土整備事務所 建築部	0852-32-5757	安来市
雲南県土整備事務所 建築部	0854-42-9590	雲南市, 奥出雲町, 飯南町
県央県土整備事務所 建築部	0855-72-9608	大田市, 川本町, 美郷町, 邑南町
浜田県土整備事務所 建築部	0855-29-5668	浜田市, 江津市
益田県土整備事務所 建築部	0856-31-9660	益田市, 吉賀町, 津和野町
隠岐支庁県土整備局 建築部	08512-2-9728	隠岐の島町, 西ノ島町, 海士町, 知夫村

4. 手数料納付

申請にかかる手数料納付において、**電子申請により申請を行う場合、島根県収入証紙は使用できません**ので、以下により納付をお願いいたします。

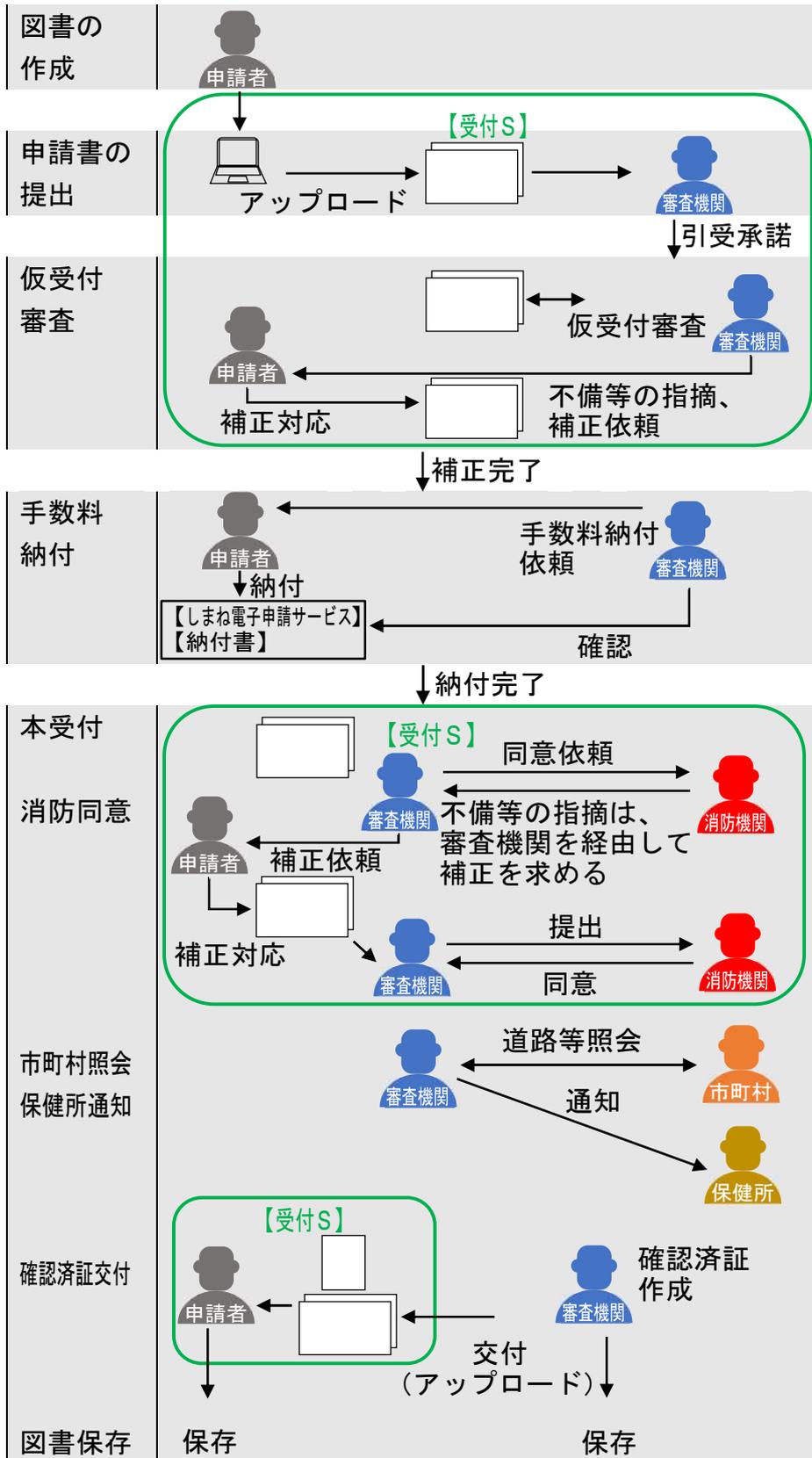
- ①オンラインでの納付：しまね電子申請サービスを利用して、クレジットカード、Pay-easy 及び PayPay での納付が可能です。
- ②現金により納付を希望される方は、申請先へお問い合わせください。

手数料の納付方法変更に関する詳細は、下記の URL を参照してください。

- ・島根県ホームページ（手数料納付方法について）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujutaku/kijyunhou/tesuuryounouhuhouhou/>

5. 電子申請の手順（受付S：ICBA 電子申請受付システムの略）



6. 電子申請利用時の注意点

(1) 受理日

- ・電子申請の「受理日」は、手数料納付が確認できた日とします。
- ・開庁時間（8時30分から17時15分）外や土日祝日、年末年始に納付されたものは、翌開庁日が受理日となります。

(2) 確認済証の交付及び副本の返却

- ・電子申請の場合は、確認済証や副本はPDF形式での交付及び返却となります。
- ・書面での交付及び返却を希望される場合は、電子申請ではなく、**窓口での書面による申請（紙申請）**とする必要があります。

(3) 窓口での書面による申請（紙申請）について

- ・従来の紙申請は廃止されることなく、引き続きご利用いただけます。
- ・申請者の選択により、電子申請又は紙申請からお選びください。

(4) 申請データの提出について

- ・申請書に添付する図面及び計算書等はPDF形式により提出してください（Word形式やExcel形式は不可）。
- ・また、円滑な審査のため、文字や線が鮮明であることを事前に確認した上で、申請してください。

(5) 仮受付審査（事前審査）の実施について

- ・申請にあたっては、仮受付審査（事前審査）を実施しています。
- ・十分な余裕をもって、申請手続きをお願いいたします。